



児童発達支援センターmamぐりおが設置されている社会福祉法人朔日の施設A-BOC24

# 就学前児童を対象とした 早期療育支援事業の参加者募集

本市では、発達に気になるお子さんや保護者を対象に、発達障がい児等早期療育支援事業を実施し、「児童発達支援センターmamぐりお」を運営する社会福祉法人朔日に事業委託しています。同法人では、心理士、保育士、機能訓練指導員、相談員などの専門職が連携し、お子さんの障がいや発達の特性に応じた支援や、家庭における子育てのアドバイスをしています。

## ■早期療育の内容

教室名	内容	日時	場所	対象	定員
親子教室 (全5回)	親がお子さんとの関わり方や見守り方を体験的に学ぶことを目的に、親子でバランスボールなどを使った体遊び、室内遊具を用いたサーキット遊びなどを行います。	5月27日、6月3日、17日、 7月1日、8日の各月曜日 午前10時～11時30分	児童発達支援センター mamぐりお2階 「地域交流室」 (男山笹谷2)	2～3歳と その保護者	親子12組
ソーシャルスキル トレーニング講座 (全5回)	お子さんが社会性を身につけることを目的に、集団プログラムを通し、他者に対する思いやりの気持ちや自己肯定感を育みます。	5月28日、6月4日、18日、 7月2日、16日の各火曜日 午後3時30分～5時		令和6年4月1日 現在で、満3歳以上 の未就学児	10人
ペアレント トレーニング講座 (全3回)	お子さんの行動変容を目的に、文字や数字に触れながら、親が子どもの褒め方など養育スキルを養います。	5月28日、6月11日、25日 の各火曜日 午前10時～11時30分		未就学児の子育て に不安を感じる保護者	5人

※上記の日程以降も同様の事業を開催する予定です。  
※児童発達支援通所事業所に通所していない未就学児が優先となります。

申・問児童発達支援センター mamぐりお(☎972-2025 (火～土曜日の午前9時～午後6時※祝日除く))

## 八幡市ひとり親等ファミリーサポートセンター事業利用料助成

ひとり親等の就労の支援および育児負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成します。  
対象者 八幡市に住民票があり、ファミリーサポートセンターに利用会員登録しているひとり親等  
助成額 サポート会員に支払った利用料の2分の1(1カ月の助成限度額は15,000円)  
※交通費、食事代、おむつ代等の実

費負担分やキャンセル料は対象外。  
**事前登録について**  
助成を受けるには事前登録が必要です。①または②の方法で申請してください。  
①窓口申請 登録申請書に助成金の振込先口座が確認できる書類の写しを添えて子育て支援課窓口に掲

出  
②オンライン申請 右記のQRコードから申請  
**助成金の交付申請について**  
①または②の方法で申請してください。  
①窓口申請 交付申請書に相互援助活動報告書を添えて、子育て支援

課窓口へ提出  
②オンライン申請 右記のQRコードから申請  
※事前登録日の属する月の翌月1日からの利用分が助成の対象となります。  
※月単位(1カ月の利用分をまとめて)で交付申請を行ってください。



## 公立幼稚園で2歳児向けのプレ保育(未就園児クラス)の募集を始めます

園名	所在地	電話番号
さくら幼稚園	男山美桜17	982-8566
橋本幼稚園	橋本中ノ池尻15-1	982-0607

令和6年9月より、公立幼稚園で2歳児向けのプレ保育(未就園児クラス)を開設します。  
対象者 市内在住の2歳児(令和3年4月2日～令和4年4月1日生)  
定員 各園4人まで(定員を超える場合は抽選)

保育時間 午前9時～午前11時30分(週2回)  
保育料 無償  
5月15日(水)～7月31日(水)に、子育て支援課へ申請書(子育て支援課、各幼稚園で配布)を提出

申・問子育て支援課(☎983-1107)

## 民生児童委員の活動を紹介します

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから「民生児童委員」と呼ばれています。また、児童問題を主に担当する主任児童委員も各小学校校区に配置されています。

各委員とも任期は3年で、厚生労働大臣から委嘱された138人が、市内7地区にて活動されています。

【民生児童委員の主な活動】  
【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握

【相談】福祉に関する悩みや心配ごとの相談を実施  
【情報提供】各種福祉制度に関する情報提供  
【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関との連絡調整

【その他】各種証明書などの取扱業務の紹介や、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者の見守りなど)への協力

お気軽に相談ください  
各委員は市民の皆さんの身近な相談役として、困りごとに応じた助言や、市役所の担当部署へのパイプ役として、解決のお手伝いをします。

地域ごとに担当の委員が決まっています。委員の氏名や連絡先などは、福祉総務課までお問い合わせください。なお、相談内容などの秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生児童委員協議会では、5月12日(日)から1週間を活動強化週間としています。

そこで、5月17日(金)まで、市役所や男山児童センター、橋本公民館にPR用の懸垂幕や横断幕を設置しています。さらに、民生児童委員の活動PRのため、次の実施期間に市内の小・中学校の校門前であいさつ運動を行います。

■実施期間 5月13日(月)～17日(金)のうち、各校いずれか1日の午前7時45分～8時15分



▲小学校校門前のあいさつ運動

問福祉総務課(☎983-1334)